

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 30 年 8 月 10 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について

4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

5 号 非農地証明交付申請の承認について

6 号 空き家に付随した農地の指定について

7 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名

出席 12名

欠席 0名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成30年8月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は11番竹中博藤委員と、12番川崎信彦委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。1件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」全1件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人[REDACTED]は高齢で耕作管理が出来ないとのことで、譲受人[REDACTED]に贈与するものです。二人は親子関係にあり特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとしますので、議案第1号、許可申請通り番1について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1と2について、続けて説明いたします。

通り番1について、場所は県道中津豊前線沿いで八屋のドラッグコスモスの向かいの農地です。譲渡人[]の農地を譲受人[]が購入し、太陽光発電施設を設置するものです。

通り番2について、場所は宇島公民館の近所の農地です。譲受人[]はこの付近のアパートに在住で、子供が増えて狭くなったため譲渡人[]の農地を購入し、個人住宅を建設するものです。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1および2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

3番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、申請場所は市営の堀立住宅より東の農地です。現在、この場所には太陽光発電設備がありますが、敷地拡張するために譲渡人[]の農地を譲受人[]が購入し、太陽光発電設備の緩衝地として利用するものです。

特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

10番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

譲渡人[]の農地を譲受人[]が購入し、個住宅を建設するものです。場所は豊前警察署付近の交差点より約80m北西の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件でございます。
「議案第3号、事業計画変更申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見ををお願いします。

通り番1

3番委員発言 事業計画変更申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、申請人 [REDACTED] は平成30年2月に農業用倉庫として許可がなされました。今回は農業用倉庫から野菜出荷加工場へ事業計画を変更するために提出されたものです。変更前後で周辺農地へ及ぼす影響は同等であると思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第4条の規定による許可後の事業計画申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、事業計画審変更申請の通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 続いて、議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。
「議案第5号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

6番委員発言 非農地証明交付申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は久松にある [REDACTED] の裏の農地になります。8月3日の審査会終了後に、吉永委員と私、局長と係長の4人で現地の確認を行いました。地目は田となっておりますが、現地は20年以上前より養鰻池になっており農地としての復元は困難であります。周辺の農地に特に影響はなく非農地として特段問題ないものと思われまます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第5号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第5号非農地証明交付申請の承認について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第6号 空き家バンクに付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案6号の空き家バンクに付随した農地の指定については原案通り可決してよろし

いですが。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号については原案通り可決することにいたします。

議長 続いて、議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（案）を、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 「議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（案）を、事務局より議案書をもとに朗読と説明」

議長 事務局から説明がありました。目標年度を平成35年として遊休地を減らすよう皆さんで努力していきましょう。この案で何か意見・質問はございませんか。

7番委員 非農地判断についてですが、事務局はいつ行う予定ですか。

局長 国の方針では農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況になっている場合には、農地に該当しないものであり、このような土地を農地台帳に記載し続けることは、農地台帳の正確な記録の確保が図られないため、農業委員会の事務に支障を来すとされています。

非農地判断をするためには事前準備が必要で、全体調査の中で山林化していれば農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局とが連携し現地を確認した後、農業委員会の総会等の議決が必要です。また、所有者には非農地通知の発行、法務局、県、税務課等に対し非農地通知書の送付等を行います。

非農地判断を行えば遊休農地の割合は減少し、耕作放棄地の調査も楽になります。できれば来年より始めようと考えています。

7番委員 雑種地となると、税金の変更もあるのでしょうか。

局長 現況課税であるのでそこまで変更はないと思われます。

7番委員 納税通知は来るけど詳細を農家は知らないのではないのでしょうか。

4番委員 地目が農地であっても現況が雑種地であれば、雑種地課税されます。

7番委員 雑種地等になっている農地は多くある。課税も変更ないなら一度にできれば早めに整理をしていただきたい。

事務局 その土地が森林の様相を呈して将来農地に復元することが困難であることが条件であるため、安易に雑種地だから非農地判断で農地から落とすということではできません。農地転用許可が無くても農地

以外に利用することが可能になることから、取扱いには慎重にすべきだと通知が来ています。

議長 完全に山林化した農地でなければ非農地判断はできないとのことです。また、非農地判断は農業委員会総会等に諮って皆さんで審議をするということです。了承していただけましたか。

では、農地利用最適化の推進に関する指針で掲げている目標に向けて農業委員、農地利用最適化推進委員ともに頑張りましょう。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第7号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（案）についてでございますが、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことです。原案通り可決いたします。それでは（案）を消していただき、目標に向かって頑張っていきましょう。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって8月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時20分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 30 年 8 月 16 日

議長

松本克己



11番委員

竹中博雄



12番委員

川崎信彦



